

令和6年10月7日

令和6年9月の豪雨により被害を受けられたご契約者の皆様へ

令和6年9月の豪雨被害を受けられた皆様に心からお見舞い申し上げます。災害救助法が適用された地域で被害を受けられたご契約者の皆様を対象に、以下の特別措置を実施しております。これらの措置の適用をご希望のお客様は、中部自動車共済協同組合 業務部〈(052-872-1222) 担当：尾形〉までお申し出ください。

I. 自動車共済（任意共済）のご契約者に対する特別措置

災害救助法が適用された地域で被害を受けられたご契約者の皆様を対象に、以下の特別措置を実施します。

1. 特別措置の内容

(1) 継続契約の締結手続きの猶予

災害救助法が適用された日から、令和6年11月30日までに満期をむかえるご契約につきましては、満期日を過ぎてからでも、令和6年11月30日までにご継続手続きをいただければ、ご契約が継続されたものとしてお取り扱いさせていただきます。

(2) 共済掛金の払込みの猶予

災害救助法が適用された日から、令和6年11月30日までにお支払いいただくべき既存契約または継続契約の共済掛金につきましては、令和6年11月30日を限度にその払込を延期することができます。

<災害救助法>

【石川県】

七尾市、輪島市、珠洲市、羽咋郡志賀町、鳳珠郡穴水町、鳳珠郡能登町

II. 自賠責共済のご契約者に対する特別措置

国土交通省より自動車検査証の有効期間が伸長される旨の発表があり、これに伴う自賠責共済の特別措置の内容は以下のとおりです。

伸長対象地域

【石川県】

輪島市、珠洲市、鳳珠郡能登町

1. 特別措置の内容

(1) 継続契約の締結手続きの猶予

[検査対象車]

自動車検査証記載の有効期間の満了日が令和6年9月21日から令和6年10月20日までの自動車に付保された共済契約であり、令和6年9月22日から令和6年10月21日までに共済期間の終期が到来する共済契約については、同一車両に係る継続契約の締結手続きを、令和6年10月21日を限度として、猶予いたします。

[検査対象外車]

令和6年9月21日から令和6年10月21日までに共済期間の終期が到来する共済契約については、同一車両に係る継続契約の締結手続きを、令和6年10月21日を限度として、猶予いたします。

(2) 継続契約の共済掛金払込みの猶予

令和6年9月21日から2ヵ月後の末日（令和6年11月30日）までにご契約者が払込むべき継続契約の共済掛金の払込みについては、2ヵ月後の末日（令和6年11月30日）を限度としてこれを猶予いたします。

2. ご契約者に対する特別措置に関する留意事項

(1) 特別措置適用対象者

ご契約者等（ご契約者、使用の本拠）の状況から、特別措置適用の有無を整理した表は次のとおりです。

[検査対象車]

ご契約者	使用の本拠	手続猶予	払込猶予
○災害救助法適用地域内に居住するご契約者 ○今回の災害で被災されたご契約者 ○今回の災害で被災した組合、代理所・扱者の取扱うご契約者	伸長対象地域内	○	○
○今回の災害の復旧に派遣された警察、自衛隊、電力会社等の職員 ○当組合が適用妥当と判断するご契約者	伸長対象地域外	×	○
上記以外	伸長対象地域内	○	○
	伸長対象地域外	×	×

[検査対象外車]

ご契約者	手続猶予	払込猶予
○災害救助法適用地域内に居住するご契約者 ○今回の災害で被災されたご契約者 ○今回の災害で被災した組合、代理所・扱者の取扱うご契約者 ○今回の災害の復旧に派遣された警察、自衛隊、電力会社等の職員 ○当組合が適用妥当と判断するご契約者	○	○
上記以外	×	×

以上